

第12回大阪府行政不服審査会 議事概要

日時：令和4年4月7日（木曜日）午前10時00分～午前10時30分

場所：Web開催

出席者：海道委員、重本委員、谷口委員、西上委員、野呂委員、濱委員、針原委員、船戸委員

1 開 会

- 委員9名中8名が出席しており、会議は成立。
- 大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開。

2 委員紹介

※出席委員

海道委員、重本委員、谷口委員、西上委員、野呂委員、濱委員、針原委員、船戸委員

※衣笠委員は欠席

3 議 題

(1) 会長の選出について

- 大阪府行政不服審査会条例（以下「審査会条例」という。）第5条第1項の規定により、委員の互選により会長を選任した。
- 濱委員から谷口委員を推薦する旨の発言があり、他の委員も異議がなかったため、谷口委員が会長に選出された。

(2) 会長職務代理者の指名について

- 審査会条例第5条第3項の規定により、会長から野呂委員が会長の職務を代理する者に指名された。

(3) 合議体の構成等について

- 会長から、審査会の運営を円滑に行うために、各委員の専門分野や審査請求件数などを考慮して、あらかじめ、多くの件数が見込まれる生活保護、児童福祉及び税に関する審査請求事件を取り扱う合議体の基本的な委員の構成について、資料3のとおり諮ったところ、各委員から異議なく承認された。
- 審査会条例第7条第3項の規定により、会長から針原委員が生活保護・児童福祉等に

係る審査請求事件を取り扱う合議体である第2部会の長に、野呂委員が生活保護等に係る審査請求事件を取り扱う合議体である第3部会の長に指名された。

(4) その他（事務局から連絡事項）

- 事務局から、令和3年度大阪府行政不服審査会（部会）の運営状況についての報告があった。
- また、次回の大阪府行政不服審査会は、令和5年3月に開催を予定していること、全体会議で諮るべき事項があればそれ以前でも随時開催することがあることの報告があった。